



光通信・知財の窓

—光内外特許事務所—

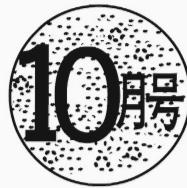
所長・弁理士 中谷 光夫

東京都中央区八丁堀3-12-5 九管ビル5F

TEL:03-6410-5553 FAX:03-3555-7785

hikari.naigai@mbr.nifty.com

<http://www.hikari-naigai.com/>



2012・10・10

特許や論文など ▽科学技術振興機構▽ 科学技術情報を無料で検索

科学技術振興機構（JST）は、これまで試行的に公開をしてきた「J-GLOBAL」をリニューアルし、正式公開を開始した。

J-GLOBALは科学技術に関する情報の横断検索と関連検索ができるサービス。これまで別々のデータベースとして存在していた特許や論文、研究者などの異なる科学技術情報を一元的に登載し、それらの情報を著者、引用、被引用、キーワードなどで相互につないで関連する情報を次々にたどって検索できる。

産学連携における共同研究者探し、研究開発の計画立案時における課題探索、課題解決のためのヒント探しなど、分野や業種を超えた知の発見や新たな発想の支援を目的としている。

正式公開では、JSTが長年整備してきた科学技術用語を体系化した「シソーラスmap」を新たに登載し、検索に使う専門用語を簡単に見つけられるように改善。さらに試行開始時と比較し論文情報を約5倍の3,175万件に増やし、特許引用情報も追加するなど、情報量を増やしている。詳しくは<http://jglobal.jst.go.jp>

地域団体商標

▽特許庁▽

出願1021件、登録査定523件に

特許庁は地域団体商標制度に関して8月末時点の出願状況、登録査定状況など、最新状況を公表した。

8月末までに受付を確認した出願件数は合計1021件。都道府県別では京都の146件が最多。产品別では農水一次产品が488件、陶磁器類など工业製品が250件となっている。

登録査定件数は少しづつ増加しており、8月14日時点で合計523件。都道府県別では京漬物、京友禅、宇治茶などの京都府が60件と最多と

なっており、灘の酒、神戸牛などの兵庫県が31件と続いている。

違法ダウンロードに罰則

改正著作権法が施行

インターネット上で違法に配信されていると知りながら音楽や映像をダウンロードする行為（私的ダウンロード）に罰則規定を設けた改正著作権法が10月1日に施行された。

改正法では違法な配信と知りながら、著作権者の承諾を得ない音楽や動画をダウンロードした場合は罰則の対象となる。ただし、友人のメールなどでコンテンツのダウンロード先をクリックしてしまうなど、違法とは知らずに取得した場合は、罰則の対象とはならない。後から違法と知った場合も罰せられない。利用者が事前に違法だと知っていたかどうかは裁判で争われる。電子書籍や写真など音楽・動画以外は対象外となっている。罰則内容は2年以下の懲役または200万円以下の罰金。

著作権侵害となるのは、利用者が違法なコンテンツを完全にダウンロードした場合だ。動画投稿サイト「ユーチューブ」など、ストリーミング（逐次再生）と呼ぶ方式のサービスで違法な動画を視聴しても罰則の対象とはならない。

また市販のDVDなどに施されているアクセスコントロール技術を回避してDVDをコピーする行為も違法行為とされた。これにより、いわゆる「DVDリッピングソフト」を利用して「CSS」などの暗号化技術を回避することでDVDをコピーする行為も違法となった。

■違法ダウンロードの罰則化■

違法にアップロードされた有償の著作物をその事実を知りつつ、私的な利用のために録音・録画

→ 2年以下の懲役または200万円以下の罰金

パブリシティ権について

解説

損害賠償請求事件（最高裁・平成21年（受）第2056号、判決言渡 平成24年2月2日・第一小法廷判決）

第1 事案の概要

本件は、上告人らが、上告人らを被写体とする14枚の写真を無断で週刊誌に掲載した被上告人に對し、肖像権を有する顧客吸引力を排他的に利用する権利が侵害されたと主張して、不法行為に基づく損害賠償を求めた事案である。

事実の概要

上告人らは昭和51年～56年まで、女性デュオ「ピンク・レディー」を結成し、歌手として活動し、子供から大人に至るまで幅広く支持を受け、その曲の振付を真似ることが全国的に流行した。また、平成18年秋ごろには、ピンク・レディーの曲の振付を利用したダイエットが流行した。

被上告人の発行する週刊誌「女性自身」に、被上告人は平成19年2月13日、同月27日の号の該雑誌に「ピンク・レディーdeダイエット」という記事中に、ピンク・レディーの写真を無断で掲載したものである。本件記事には、上告人を被写体とする14枚の白黒写真が使われていた。

第2 主な争点

1審の東京地方裁判所、原審の知的財産高等裁判所とともに、本件各写真を無断で掲載する行為は、パブリシティ権を侵害するものではなく、不法行為法上違法とは言えないとして、請求をすれも棄却すべきものとした。

第3 判決

本件上告を棄却する。

本件各写真はかつて上告人の承諾を得て被上告人側のカメラマンにより撮影されたものであるが、上告人は、本件上記雑誌に掲載されることについては承諾しておらず、無断で雑誌に掲載された。

人の氏名、肖像等（以下併せて「肖像等」という。）は、個人の人格象徴であるから、当該個人は、人格に由来するものとして、これをみだりに利用されない権利を有すると解される（氏名につき、最高裁昭和58年（オ）第1311号等参照）。そして、肖像等は商品の販売を促進する顧客吸引力を有する場合があり、このような顧客吸引力を排他的に利用する権利（以下「パブリシティ権」という。）は、肖像等それ自体の商業的価値に基づくものであるから、上記の人格権に由来する権利の一内容を構成するものと言うことができる。他方、肖像等に顧客吸引力を有する者は、社会の耳目を集めなどして、その肖像等を時事報道、論説、創作物等に利用

されることもあるのであって、その使用を正当な表現行為等として受容すべき場合もあると言うべきである。そうとすると、肖像等を無断で使用する行為は、

- ①肖像等それ自体を独立して鑑賞の対象となる商品等として使用し、
- ②商品等の差別化を図る目的で肖像等を商品に付し、
- ③肖像等を商品等の広告として使用するなど、専ら肖像等の有する顧客吸引力の利用を目的とすると言える場合に、パブリシティ権を侵害するものとして、不法行為法上違法となると解するのが相当である。

以上のような一般論的な定義を述べて、最高裁の考え方を明らかにし、その基準を示した。

そして、これを本件に当て嵌めると、被上告人が本件各写真を上告人に無断で本件雑誌に掲載する行為は、専ら上告人らの肖像の有する顧客吸引力を利用する目的のものとは言えず、読者の記憶を喚起するなど、本件記事内容を補足する目的で使用されたものと言うべきであるから、不法行為法上違法と言うことは出来ないとして、上告を棄却した。

第4 考察

本件は、いわゆるパブリシティ権についての最高裁の初めての判決で、注目されていた事件であった。

従来、我が国のリーディングケースとして、マーク・レスター事件、おにゃん子クラブ事件等があったが、上級審の判断が待たれていた。

芸能人やスポーツ選手の肖像等を利用したビジネスは、現在世の中に溢れていて、実務上明確な法的な基準の確立が望まれていた。

このような状況の中で、本判決は我が国におけるパブリシティ権の意義についての初めての上告審の判断であり、実務上重要な意義を有すると思われる。

判例は、3つの類型を提示している。これにより、3つの類型以外のケースについても一応の解釈の手掛かりを提供したものとして理解できよう。

パブリシティ権は、成文法上の根拠を持つ権利ではなく、（我が国には、パブリシティ権について規定した法令は存在せず）人格権から発露する権利で、これの無断使用は民法上の不法行為を構成し、損害賠償等の請求も出来ることが明確となった。また、その違法行為が成立する要件も明確となったので、実務に寄与する点は大きい。

以降は、判例の積み重ねによって、3つの類型ケース以外のものについても、より明確な基準が提示されて行くものと期待したい。

今後、実務の参考になる部分があるかと思われる紹介した。

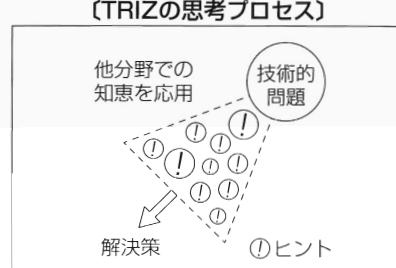
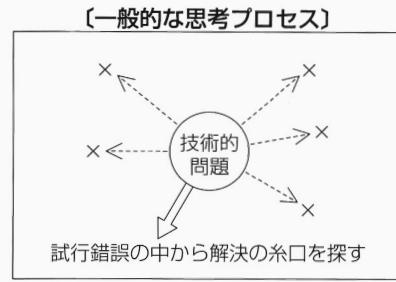
以上

**発明的問題解決の理論「TRIZ」とは
◇技術の課題に
他分野の知恵応用◇**

「TRIZ」(トゥリーズ)と呼ばれる開発の発想法が中堅企業にも広がってきてている。これまで大手が活用してきた手法だが、中堅クラスが相次ぎ導入し、新製品の開発に役立てている。

TRIZの創始者はゲンリッヒ・アルトシュラーという人物で、1940年代に旧ソ連で基本的な土台が作られ、現在も改良が進められている。技術的な矛盾の解決には過去の技術者の知恵や経験を応用すべきとの考え方で、その手段として世界中の特許情報を分析し、共通点を抽出して40の原理に集約したもの。大手企業では他社の特許を回避して製品化する方法を見つけるためにTRIZを活用するケースがある。

例えば、開発現場において、性能は現状を維持したまま、製品を軽くコンパクトにするといった案件があるとする。こうした改良をするために、部品を軽い素材などに変更すると、強度が減少するといった技術的矛盾にぶつかる。一般的には、開発に携わる当事者自身の経験や知識に照らし合わせて、様々な試行錯誤を繰り返して解決の糸口を探すことになるが、技術者



の経験や常識から、「絶対に無理」といった思考に陥ったり、一瞬のヒラメキだけに期待するといったことが多くみられる。

TRIZの発想法ではこうした技術的矛盾は当然に出るものとして、むしろ積極的に出し合う。それを40の発明原理に落とし込んで「部品を分ける」「複合材料に変更する」などの解決策を示す。

顧客などからの個別の要望に応じた行き当たりばったりの製品開発や、時間を浪費しがちな試行錯誤を回避するために有効とされる。

■ビ・ジ・ネ・ス・ヒ・ン・ト

**特許出願、増やす企業増加
素材・IT関連は海外で増**

グローバル化が進み、企業は海外への特許出願を増やしていることが、日本経済新聞社がまとめた研究開発動向に関する調査で分かった。

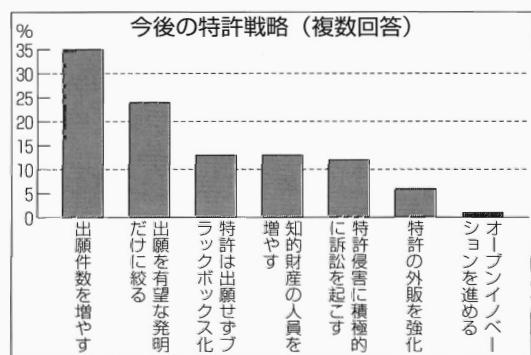
調査では特許の出願など知的財産戦略について聞いたところ、2011年度に海外への出願が2010年度より「増えた」企業は34.6%あった。「減少した」(15.4%)を大きく上回っている。

業種別では素材関連が51.3%、電機・IT(情報技術)が41.9%となっており、電機・IT関連は海外市場での展開をにらんだ戦略だとみられる。

これに対し、国内での出願件数が「増えた」

と答えた企業は27%で、「減少した」の21.4%をやや上回った。

今後の特許戦略としては「出願件数を増やす」が34.9%あった。一方で「出願を有望な発明だけに絞る」という回答も23.9%と高く、企業は選択と集中を意識しているようだ。



審 決 紹 介

商標「GALAPAGOStation」は、構成中の「GALAPAGOS」が世界遺産の「ガラパゴス諸島」を認識させる場合があるとしても、同書・同大・等間に纏り良く表され、全体で一種の造語と看取されるため、「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」の権威を損なわず、国際信義に反しない、と判断された事例（不服2011-18689、平成24年3月22日審決、審決公報第149号）

1 本件商標

本件商標は「GALAPAGOStation」の欧文字を標準文字で表してなり、第9類に属する願書に記載された通りの商品を指定商品（第9類「コンピュータソフトウェア」に補正）として、平成22年8月2日に登録出願されたものである。

2 原査定の拒絶の理由

原査定は、「本願商標はその構成中に『GALAPAGOS』の欧文字を有するものである処、該文字はユネスコの世界遺産（自然遺産）に登録されている、エクアドルの『ガラパゴス諸島』を認識させるから、これを一法人である出願人が自己の商標として採択・使用することは、国際信義に反すると言わざるを得ない。従って、本願商標は商標法第4条第1項第7号に該当する。」旨認定、判断し、本願を拒絶したものである。

3 当審の判断

本願商標は「GALAPAGOStation」の文字よりなる処、構成中「GALAPAGOS」の文字部分がユネスコの世界遺産（自然遺産）に登録されている、エクアドル「ガラパゴス諸島」を認識させる場合があるとしても、本願商標を構成する「GALAPAGOStation」の文字は同書、同大、等間に纏り良く書されており、全体として一種の造語を表したものと看取される。

そうすると、「GALAPAGOStation」の文字よりなる本願商標を、その指定商品に使用しても、世界遺産の「ガラパゴス諸島」を想起させ、認識させるものということはできないから、本願商標を使用することが「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」の権威を損ない、国際信義に反するということにはならない。

従って、本願商標が商標法第4条第1項第7号に該当するとして本願を拒絶した原査定は、妥当ではなく、取消し免れない。

その他、本願について、拒絶の理由を発見しない。

よって、結論の通り審決する。

商標「MACAÉ」は、ブラジルの一都市名と認識されることがあつたとしても、指定商品の産地・販売地表示として認識されるものではなく、自他商品の識別機能を有する、と判断された事例（不服2010-650106、平成24年3月15日審決、審決公報第150号）

1 本件商標

本件商標は「MACAÉ」の欧文字を横書きしてなり、第30類「Cocoa, Chocolate」等を指定商品として、2009年2月11日にフランス共和国においてした商標登録出願に基づいてパリ条約第4条による優先権を主張し、2009年7月10日に国際商標登録出願されたものである。

2 原査定の拒絶の理由の要点

原査定は「本願商標はブラジルのリオデジャネイロ州にある有名な地名である『MACAÉ』の文字を普通に用いられる方法で書してなるものであるから、これを本願指定商品に使用するときは、商品の産地又は販売地を表示するものである。従て、本願商標は商標法第3条第1項第3号に該当する。」旨認定、判断し、本願を拒絶したものである。

3 当審の判断

本願商標は、上記の通り「MACAÉ」の文字を横書きしてなる処、該文字はコンサイス外国地名辞典第3版によれば、「ブラジル南東部、リオデジャネイロ州中部の都市。牧牛、製糖業が発達。」の都市名であることは認められる。

しかしながら、その都市名がわが国において広く一般に知られているとは認め難いものであり、本願の指定商品の産地、販売地であるというような事情も認められないから、本願商標からは、取引者、需要者をしてブラジルの一都市と認識される場合があつたとしても、そのことをもって直ちに指定商品の産地、販売地であると認識するまでは言い難い。

また、当審において職権をもって調査するも、本願の指定商品を取り扱う業界において商品の産地、販売地表示として、普通に使用されている事実も見出しができなかった。

そうすれば、本願商標はこれをその指定商品について使用しても、商品の産地又は販売地を表すものとして認識され得るものではなく、自他商品の識別機能を十分に果し得るものである。

従って、本願商標が商標法第3条第1項第3号に該当するとして、本願を拒絶した原査定は、妥当ではなく、取消しを免れない。

その他、政令で定める期間内に本願について拒絶の理由を発見しない。

よって、結論の通り審決する。

お し ら せ

●商標権存続期間更新登録申請

今月から存続期間更新登録申請の手続き可能期間に入る商標権

昭和28年	商標登録第 421880号～第 423364号
〃 38年	〃 第 606287号～第 607998号
〃 48年	〃 第1001301号～第1006283号
〃 58年	〃 第1571105号～第1579124号
平成 5 年	〃 第2511502号～第2522500号
平成 15 年	〃 第3371451号～第3371451号
平成 15 年	〃 第4650018号～第4657836号

各年の3月1日～3月31日までに設定登録された商標権

（明治、大正時代に設定登録された商標権につきましてはお問い合わせ下さい）

●この手続期間は、商標権の存続期間満了前6ヶ月から期間満了日までとなっており、存続期間は通常設定登録の日から10年間ごとになります。

商標権存続期間更新登録申請に際しては、更新登録申請書を提出し、この申請書に登録料を表示し、又は登録料を添付します。（尚、存続期間経過後6ヶ月は登録申請できます）。

平成9年4月1日から更新登録手続が変わりましたので、ご注意下さい。更新登録申請について疑問点などございましたならば、お知らせ下さい。

審査請求料と特許料（第1年分から第10年分）の納付について、一定の要件を満たした場合、減免措置が受けられます。減免を受けるための要件、手続等の詳細は、以下の特許庁HPでご確認ください。
<http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/tetuzuki/ryoukin/genmensochi.htm>

●特許、商標の出願状況（推定）

特 許	商 標
24年 6 月 分	27,786 9,904
前 年 比	95% 98%

詳しくは特許庁HPでご確認下さい。

http://www.jpo.go.jp/shiryou/toukei/syutugan_toukei_sokuho.htm

●特許料等の減免制度

個人・法人、研究開発型中小企業及び大学等を対象に、